

公益財団法人阪和育英会 海外留学奨学生募集案内

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
公益財団法人 阪和育英会
理事長 古川 弘成



公益財団法人阪和育英会は、1957年4月、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て設立された公益財団法人です。

近年、海外留学を希望する日本の学生が減少傾向にありますが、将来グローバル社会で活躍出来る人材となるためには海外留学の経験が大変重要であると考えます。

このような状況に鑑みて当財団では学生の海外留学を支援するため、下記の通り返済不要の給付奨学生を募集いたします。

《記》

1) 海外留学奨学生になるための資格

1. 学校教育法による日本の大学に在籍する者（学部生）
2. 海外の大学等が正規に留学を許可する者
3. 将来は海外での活躍を希望する者
4. 経済的に留学の経費支弁が困難と認められる者（家計の年収合計1,000万円以内）
5. 学内選考がある留学プログラムへの応募で語学研修目的の留学でない者
6. 在籍する大学の学校長（又は学部長）の推薦がある者
7. 留学終了後、在籍する大学等に戻り学業の継続又は学位の取得をする者
8. 品行方正、学術優秀、心身健全である者
9. 2025年度中（4月～翌年3月）に海外留学をおこなう者
10. 以下のいずれか都合の良い方の面接（予定日）に出席できる者（交通費は実費支給）
 - ① 2025年4月2日（水）14:00～ 東京
 - ② 2025年4月4日（金）14:00～ 大阪
11. 奨学生採用内定式（予定日）に出席できる者（交通費は実費支給）
2025年4月14日（月）15:00～大阪
12. 奨学生親睦会に出席できる者（交通費は実費支給）
2025年8月上旬の平日16:00～18:30 大阪または東京

2) 海外留学奨学金の給付金額及び募集人員（2025年度）

月額 70,000円（留学渡航準備金として150,000円を別途支給）

各大学 1名、合計13名

3) 海外留学奨学金の給付期間

1. 原則として1年
2. 条件により6ヶ月以上2年以内
3. 大学付属の機関における語学研修期間も上記期間に含む

4) 他の奨学金との併給

1. 他財団の奨学金との併給は可とする
2. 当財団内での併給は不可とする

5) 海外留学奨学生出願手続

1. 海外留学奨学生を志望するには、在学する学校長（又は学部長）に「奨学生願書・海外留学計画書・推薦調書」を提出し推薦を受けなければならない。手続きとしては、学校から当会所定の「奨学生願書・海外留学計画書・推薦調書」用紙の交付を受け、本人と連帯保証人が必要事項を詳しく記入し学校に提出すること。これには写真を貼付すること。また健康診断書については学校指定の様式でも可とする
2. 学校長（又は学部長）は奨学生志望者から奨学生願書等の提出を受け、これを推薦すべきものと認めた時は当会所定の「推薦調書」用紙に必要事項、特に推薦事由を詳しく記入し、「奨学生願書・海外留学計画書」及び「成績証明書」と共に当会宛に提出すること
3. 他財団等の奨学金との併給に関し、当会の奨学金採用後に辞退する可能性がある場合は願書提出をご遠慮ください

6) 海外留学奨学生の採否決定及び通知

1. 被推薦者について、当会の選考委員会において人物・学業成績・健康状態・家庭状況など各方面から検討するとともに、面接を行い決定する
2. 採否が決定した時は学校長（又は学部長）を通じて本人に通知する

7) 海外留学奨学生の義務

1. 海外留学奨学金の支給にあたっては、当会から要求する入学許可証や入国ビザ等の書類（コピー可）を提出すること
2. 留学中、在籍状況と学業の簡単な報告を毎月 15 日迄にメール連絡すること
3. 留学終了後 1 カ月以内に書面（用紙指定）にて成果報告をおこなうこと
4. 海外留学奨学金支給終了後も、当会から依頼する寄稿や当会が主催する行事には出来る限り対応すること
5. 将来、住所・勤務先等に変更があった時は、都度速やかに報告すること
6. 奨学生願書等に虚偽の記載や諸事情により留学を途中で中止した場合は支給済奨学金の返済が必要となる場合がある

尚、当会奨学生は志望上級学校の選択、卒業後の就職などにおいて何らの制限拘束を受けない

以上

2024年11月 1日